

令和4年

第9回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年9月26日 午前9時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(17番中島 直樹委員、18番関 匡和委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第18条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 9 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 13 その他

○令和4年10月4日（火）

- ・にいがた農地利用再編運動検討会 14:15～  
【新潟市：ホテルサンルート新潟】 〈局長〉

○令和4年10月25日（火）

- ・第10回農業委員会総会 9:00～  
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員は 1 名である。

10 番 棚村 光正

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和4年第9回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は農業委員10番棚村光正委員から遅刻届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が18名、推進委員が24名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、17番中島直樹委員、18番関匡和委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。農業委員14番牛木友哉委員。

14番牛木委員 おはようございます。8月の下旬に行われました第1回農地パトロールですが、暑い中大変お疲れ様でした。今、

事務局の方で集計中ですので、集計が済み次第皆様方へ結果を報告させていただきます。また、農地特別委員会のみで行う第2回農地パトロールですが、計画どおり実施します。日にちが決定しまして、11月8日火曜日に行いますので農地特別委員会の皆様は予定をお願いします。細かい時間や内容については追って連絡をさせていただきます。以上です。

議長

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、牛木委員お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無ければ私から簡単に報告します。

8月25日に令和4年度南魚沼市国民健康保険運営協議会が開催されまして、水澤委員から出席いただきました。内容については決算報告のみになりますので、登壇での報告は行いませんのでご了解いただきたいと思います。

ほかに無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降7件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
5ページをご覧ください。こちらは12件です。

1 番、2 番は J A 仲介の関連案件となります。浦佐の田 1 筆で、こちらは農地転用のための解約です。今後転用申請の予定です。

3 番、五箇の田 1 筆で、所有者の都合による解約です。

4 番、5 番も J A 仲介の関連案件となります。九日町の田 4 筆で、所有者の都合による解約です。

6 番、門前の畑 1 筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

7 番、長森新田の田 1 筆で、第三者との売買のための解約です。

8 番、八竜新田、小杉新田、大木六の田 3 筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

9 番、10 番は J A 仲介の関連案件となります。舞子の田 11 筆で、こちらは所有者の都合による解約で、今後貸付予定です。

11 番、12 番は J A 仲介の関連案件となります。五郎丸の田 17 筆で、こちらは第三者との売買のための解約で、今後売却予定です。

### (3) 使用貸借の解約について

10 ページをご覧ください。こちらは 1 件です。

1 番、君帰の田 1 筆、農地転用のための解約で、後ほど 4 条申請があがってきます。

### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

12 ページをご覧ください。こちらは 2 件です。

1 番、泉の登記畑、現況宅地の 1 筆、10 m<sup>2</sup>です。資料は 1-2 ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は 8 月 25 日に並木委員さんからご確認いただいています。

2 番、長崎の登記畑、現況雑種地の 1 筆、343 m<sup>2</sup>です。資料は 3-4 ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は 8 月 29 日に林昭彦委員さん、長谷川委員さん、佐藤委員さんから上田地区の農地パトロール時にご確認いただいています。

	<p>第1号報告については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告につきまして質疑を行います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。</p>
	<p><b>日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>(第2号報告朗読)</p> <p>14ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が1件となっています。</p> <p>1番、小栗山の田1筆944㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては9月9日に牛木委員さん、片桐委員さんをご指名しています。</p> <p>第2号報告については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告につきまして質疑を行います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。</p>
	<p><b>日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について</b></p>
議長	<p>日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について</p>

てを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

16ページをご覧ください。8月30日付けで新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で1件となります。

1番、賃借権の移転で、耕作者を変更するための公告になります。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終わらせていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第18条の規定による許可申請について**

議長

日程7 第1号議案 農地法第18条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

18ページをご覧ください。塩沢の畑1筆135㎡、こちらについては、農地法が施行される以前に結ばれた賃貸借権について、当事者の一方である地主の所在が不明であるため、農業委員会の許可を受け解約するものであります。場所については資料の5ページをご覧ください。場所は栃窪方面へ向かう県道を登り始めてすぐのところにあります。

通常、農地の賃貸借の解約については、毎月の農業委員会総会の中の報告事項として農地法第18条6項の賃貸借の解約通知があります。こちらは農地の所有者と耕作者の合意による解約で、解約のほとんどはこの形態によるものであります。しかし、合意解約によらず、許可を受け解約するパター



ンもあります。今回の件はそのケースです。

借受人である耕作者は、以前からこの土地を耕作しており、自己所有地であると認識していたのですが、数年前に家財を整理していたところ、小作契約の書類を発見し、この土地が借入地であることが判明したということでもあります。この書類にはいつ頃からの貸し借りなのか記載がなく、申請者の父の名前と地主の名前は買いてあるものの、住所が記載されておりませんでした。

今回、農地法第 18 条 1 項の許可申請をした理由については、耕作者自身が高齢となって耕作できなくなったため解約をしたいというものであります。しかし、地主の名前がわかって住所がわからないため、合意解約ができません。耕作者自身も可能な範囲で情報を収集したのですが、所在がわかるような情報は得られなかったとのことであります。登記事項証明書でも確認しましたが、所有者名は記載されていても住所の記載はありませんでした。以上のような理由から当事者の一方である耕作者から解約の許可申請が提出されたものであります。

農地法第 18 条の許可申請として、許可ができる基準が六つあります。

一つ目は借り手に信義に反した行いがあった場合

二つ目は農地転用することが相当だと判断される場合

三つ目は地主が耕作すべきと判断された場合

四つ目は農地中間管理機構への貸し付けの勧告を受けた場合

五つ目は要件を欠いてしまった農地所有適格法人から農地の返還を受ける場合

最後の六つ目としてその他正当な事由がある場合となっております。

今回の案件は、六つ目のその他正当な事由がある場合に該当するものと判断されます。その他正当な事由については国が示す処理基準の中で、賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合と示されております。申請者は非農家であり、この農地のほかに耕作する農地はありません。高齢により耕作をすることができなくなったという理由については、賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる理由と思われしますので、この案件は許可相当であると考えております。

また、この総会で許可相当と承認された後は、10 月の新潟県農業会議に諮問を行い、異論がなければ農業委員長名で許可を出すこととなります。以上となります。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第18条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

**日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第2号議案朗読)

20ページをご覧ください。今月の3条申請は14件です。86番、87番、88番は関連案件で譲受人が同じ方となります。いずれも売買による所有権移転です。

86番、門前の畑1筆119㎡です。

87番、門前の畑1筆135㎡です。

88番、門前の田1筆69㎡です。

3件いずれも申請理由は経営規模拡大のためとなります。

89番、売買による所有権移転です。君帰の田畑6筆3,440㎡です。なお、譲渡人は全農地の処分となります。申請理由は借入地等を取得するためです。

90 番、売買による所有権移転です。余川の畑 1 筆 805 m<sup>2</sup>です。対価については、譲受人の購入意向が強く、また、農地は県道に面していて、将来的な転用等の可能性を含めての価格とのことです。

91 番、92 番、93 番が関連案件で 91 番の譲渡人と 92 番、93 番の譲受人が同じ方となります。

91 番、売買による所有権移転です。大月の田 5 筆 3,185 m<sup>2</sup>です。申請理由は借入地を取得するためです。

92 番、売買による所有権移転です。大月の田 2 筆 1,136 m<sup>2</sup>です。なお、譲渡人は全農地の処分となります。申請理由は営農の効率化を図るためです。

93 番、売買による所有権移転です。大月の田 1 筆 145 m<sup>2</sup>です。申請理由は営農の効率化を図るためです。

94 番、売買による所有権移転です。八竜新田、小杉新田、大木六の田 3 筆 3,188 m<sup>2</sup>です。なお、譲渡人は全農地の処分となります。対価については譲渡人の財産処分意向が強くこの価格となっております。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

95 番、売買による所有権移転です。五郎丸の田 1 筆 202 m<sup>2</sup>です。なお、譲渡人については今後も財産処分のため、他の農地を売却予定とのことです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

96 番、97 番が関連案件でお互いの農地を交換により所有権移転するものです。

96 番が余川の畑 2 筆 475 m<sup>2</sup>、97 番が余川の田 1 筆 504 m<sup>2</sup>です。申請面積はほぼ同じとなっております。申請理由はいずれも、農地を交換して利便性を高めるためとなります。また、97 番については、申請理由欄の最後に、農地法施行令第 2 条第 3 項第 2 号適用と記載しております。これは交換の特例というもので、当事者の一方が下限面積要件を満たしている場合に、相手方は下限面積に満たなくても、担当農業委員さんのあつせん、同意があれば許可できるというものです。

資料は 6-7 ページをご覧ください。96 番の申請地が上方、97 番の申請地が下方となります。96 番については実際の畦畔の形に合わせて分筆し、交換するものとなります。96 番、97 番ともに譲受人の所有農地に隣接しております。

98番、99番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっていますので説明は省略させていただきます。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

#### 日程9 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議長

日程9 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

24ページをご覧ください。今月の計画変更は1件です。

9番、余川の畑1筆135㎡、平成16年10月18日に農地法第5条許可を受けた案件であります。資料については8-10ページになります。申請の内容ですが、当初、自家用車の車庫を建築する目的で許可を受けましたが、車庫が不要となったため建築がされないままとなっております。今回隣接に居住する事業承継者が、自分の自宅敷地の駐車

スペースが足りないということで、この土地を買い受け、自家用車の駐車場並びに冬期間の雪捨場として利用するため、事業計画変更の申請をするものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある農地で第3種農地となります。また事業計画変更の必要性も適切であり、許可相当であると判断します。なお当初計画者から事業承継者へ農地の所有権が移転されることとなりますので、後ほど農地法第5条申請でも関連案件として挙がってきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

**日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について**

議 長

日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

26 ページをご覧ください。今月の4条申請は3件です。

20番、茗荷沢の畑2筆233㎡、転用目的は駐車場用地で資料は11-13ページです。申請の内容ですが、申請地を農作業用の駐車場として利用するというものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ではありますが、農業用施設に利用するものであり、転用面積も敷地の利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

21番、君帰の田1筆の89㎡、転用目的は住宅用地で資料は14-16ページです。申請の内容ですが、申請地を一般住宅の敷地として利用するものであります。また昭和50年頃から住宅の敷地として利用しているということで、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ではありますが、集落に接続した農地を一般住宅用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

22番、長崎の畑2筆81.62㎡、転用目的は住宅用地で資料は17-19ページです。申請の内容ですが、宅地を拡張し農家住宅の敷地として利用するものであります。また昭和62年頃から住宅の敷地として利用しているということで、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ではありますが、集落に接続した農地を農家住宅敷地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。農業委員17番中島直樹委員。

17番中島委員

このような転用申請についての事後の始末書というものが時折見られますが、個人で転用申請する人はあまりいないと思いますので建設業関係団体等に、昔は農業委員会事務局から転用の際は農地転用が必要ですよというように年一回程度説明会を行っているというのを聞いたのですが、今もやっているのでしょうか。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

申請者本人の申請があって初めて始末書が必要と判明することがほとんどであるため、事前に建設業関係団体等へは事前指導等は行われていないというのが実情です。

議 長

17 番中島委員。

17 番中島委員

今から 10 年前位のことになりますが、事務局にお聞きしたら年に一度建設業関係団体に講習会とはいかないまでも書類等で転用が必要である場合の指導をしていると聞いたのですが、今後もこのような始末書案件が出てこないように団体や企業ごとに文書等で事前指導や制度の周知をしてもらった方が良いと思います。

議 長

古藤局長。

古藤局長

近年の案件で始末書が出ているものはほぼありません。ほとんどの業者が転用制度について理解していると思われませんが、良い意見をもらいましたので、確認の意味を含めて文書等での周知について検討したいと思います。以上です。

議 長

中島委員よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 4 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については原案のとおり承認されました。

**日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について**

議 長

日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

28 ページをご覧ください。今月の5条申請は11件です。

77番、茗荷沢の畑1筆153㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については20 - 22 ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて宅地を拡張し、雪捨場として利用するものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地であります。集落に接続した農地を住宅用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

78番、浦佐の田1筆142㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場用地です。資料については23 - 25 ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて社員用並びにアパート用の駐車場として利用するものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も利用計画から適切であると考えています。

79番、浦佐の田1筆376㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については26 - 28 ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて、販売を目的として宅地造成をするものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして、造成のみを目的とする転用も許可をすることができま



す。転用面積も利用計画から適切であると考えています。

80番、水尾新田の畑1筆57㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については29-31ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて、宅地を拡張し、住宅用地として利用するものであります。申請地はすでに宅地として利用されているということで申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ではありますが、集落に接続した農地を住宅用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

81番、新堀の畑1筆58㎡、使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。資料については32-34ページです。申請者は親子になります。申請の内容ですが、申請地に自家用車のカーポートを建築するというものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地をカーポート建築用地として利用するもので、転用面積も建築規模から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

82番、北田中の畑1筆307㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については35-37ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて一般住宅を建築するものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅用地として利用するもので、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

83番、五日町の田1筆231㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については38-40ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて一般住宅を建築するものであります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ではありますが、集落に接続した農地を一般住宅用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

84番、余川の登記畑、現況雑種地1筆135㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。こちらについて

は第3号議案の事業計画変更承認申請で審議してもらった案件です。申請の内容については説明済みですので詳細は割愛しますが、申請地を自家用車の駐車場並びに冬期間の雪捨場として利用するものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も利用計画から適切であると考えています。

85番、小栗山の台帳田、現況畑2筆535㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については41-43ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けて長屋建て住宅を建築するものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地であります。集落に接続した農地を住宅用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

86番、竹俣新田の畑2筆484.29㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については44-46ページです。申請の内容ですが、買い受けた申請地と隣接の宅地を合わせ、特定建築条件付土地として利用するものであります。この特定建築条件付土地については、土地を造成して売却するという点ではあるのですが、宅地分譲と違う点は、造成した土地について転用事業者と土地購入希望者とで売買契約を結んだ後、一定期間内に建物の建築請負契約を結ぶことを条件に売買される土地というものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地であります。集落に接続した農地を住宅用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

87番、関の畑1筆187㎡、使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。資料については47-49ページです。申請の内容ですが、申請地の隣接宅地にある既存住宅の増築部分の敷地並びに新たに建築する一般住宅の敷地として利用するものであります。また申請地を跨ぐ格好になっている既存住宅の増築部分については平成9年頃建築されたものということで、申請者より始末書を提出してもらっております。この農地については、都市計画法で定められた用途

議 長

区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も利用計画から適切であると考えています。以上です。

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

29 ページ 83 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。29 ページ 83 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、83 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2番西野委員着席)

それでは、先に承認された83番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は全て承認されました。

議 長

日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について

日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第6号議案朗読)

31 ページからになります。全部で15件です。

573番、芹田の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり26,250円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

574番、荒金の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

575番、六日町、竹俣、竹俣新田の田6筆、賃借権の設定で、対価は全部で30kgです。土地の条件が悪いためこの対価とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

576番、岩崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり72kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

577番、四十日の田畑5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

578番から579番までが同じ借受人の方の案件です。

578番、宇津野新田の田3筆、賃借権の設定で、対価10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

579番、宇津野新田の田2筆、賃借権の設定で、対価10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

580番、姥島新田の田3筆、賃借権の設定で、対価は10

	<p>a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。          なお、581 番から 587 番までの案件につきましては、賃借権の再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑終わりにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 6 号議案 農用地利用集積計画 (案) については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、第 6 号議案については原案のとおり承認されました。</p>
議長	<p>暫時休憩といたします。</p> <p>(9 時 55 分休憩)</p>
議長	<p>引き続き議事を再開いたします。</p> <p>(10 時 40 分再開)</p>
	<p><b>日程 13 その他</b></p>
議長	<p>日程 13 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 16 番駒形哲也委員。</p>
16 番駒形委員	<p>青年農業者との懇談会担当者会議より報告します。          以上です。</p>

議長 ただいまの駒形委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。農業委員 15 番井上秀樹委員。

15 番井上委員 幹事会より報告します。  
以上です。

議長 ただいまの井上委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(10 時 45 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年11月25日

南魚沼市農業委員会会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

中 島 直 樹

---

会 議 録 署 名 委 員

関 匡 和

---